

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて

計1枚（本紙を除く）

Vol.820

令和2年4月20日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3948)
FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和2年4月20日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、これまでお示ししてきた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」について、まとめたページを厚生労働省 HP 上に掲載（下記リンク）いたしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

記

- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

令和2年(2020年)6月2日

居宅介護支援事業所 管理者 様
高齢者相談支援センター 管理者 様

知多北部広域連合長 鈴木 淳 雄
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による居宅介護支援費等の臨時的な取
扱いについて (通知)

日ごろは、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

令和2年(2020年)5月25日付介護保険最新情報 Vol.836 (以下「厚労省通知」という。)の問5において、特定条件下で居宅介護支援費の請求が可能である旨の見解が示されました。

つきましては、当面の間、国の見解に加え、下記のとおりのお取り扱いとしますので、適切な対応をお願いします。本取扱いを終了する際は、改めてお知らせします。

なお、本件に関し、国などから通知等が発出された場合には、当該通知等を優先し、本通知は効力を失うものとします。

記

1 知多北部広域連合における取扱い

本取扱いは、利用者の同意を得たケアプランで予定されていたサービスが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であり、適切なケアマネジメントが行われている場合に限り、適用することとします。

また、本取扱いによる請求を行った場合、国保連からの情報提供により、当連合から事業所に問合せをすることがありますので、厚労省通知に記載のとおり、適切に書類等を管理し、説明できるようにしてください。

なお、この取扱いは、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費についても同様となります。

本取扱いによる国保連への請求方法は、国保連へお問い合わせください。

2 適用期間

令和2年（2020年）5月以降のサービス提供分

※ 令和2年（2020年）4月以前のサービス提供分には、適用されません。

3 参考資料

介護保険最新情報 Vol.836 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」

問合せ先

知多北部広域連合 事業課 給付係

TEL 052-689-2263

E-mail kyuufu@chitahokubu.or.jp

知広事第1250号

令和2年(2020年)9月4日

居宅介護支援事業所 管理者 様

知多北部広域連合長 鈴木 淳 雄

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定事業所集中減算の臨時的な
取扱いについて (通知)

日ごろは、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

令和2年(2020年)8月27日付介護保険最新情報 Vol.870において、ケアプラン上に位置付けられた介護サービス事業所によるサービス内容が、新型コロナウイルス感染症に係る影響によりやむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合についても、減算を適用しない取扱いが可能という見解が示されました。

つきましては、当面の間、国の見解に加え、下記のとおり取扱いとしますので、適切な対応をお願いします。本取扱いを終了する際は、改めてお知らせします。

なお、本件に関し、国などから通知等が発出された場合には、当該通知等を優先し、本通知は効力を失うものとします。

記

1 知多北部広域連合における取扱い

利用者の同意を得たケアプランで予定されていたサービスが、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ずサービス内容を変更し、結果として同一法人の事業所の割合が80%を超えた場合、該当する事業所を除外した計算結果が80%以下となる場合は、特定事業所集中減算の対象外とします。

2 本取扱いによる届出

- (1) 特定事業所集中減算届出書
- (2) 特定事業所集中減算に係る計算書(80%を超えたサービスのみ)
- (3) 正当な理由の範囲

※新型コロナウイルス感染症の影響による超過は⑨を選択してください。

(4) 当初のケアプランの写し

※第2表のみ提出してください。

(5) 変更となった経緯を示した理由書（任意様式）

3 参考資料

- ・ 介護保険最新情報 Vol.870 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）」

問合せ先

知多北部広域連合 事業課 給付係

T E L 052-689-2263

E-mail kyuufu@chitahokubu.or.jp

知広事第1661号

令和2年（2020年）10月28日

地域密着型介護老人福祉施設 管理者 様

知多北部広域連合長 鈴木 淳 雄

（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症の影響に係る人員基準等の臨時的な取扱いに
ついて（通知）

日ごろは、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

令和2年（2020年）10月21日付介護保険最新情報 Vol.884において、新型コロナウイルス感染症の影響により、ユニットリーダー研修の講義・演習を受講済みであって実地研修は未修了の者について、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、人員基準上、暫定的にユニットリーダー研修修了者として取り扱うことが可能という見解が示されました。

つきましては、当面の間、国の見解に加え、下記のとおり取扱いとしますので、適切な対応をお願いします。本取扱いを終了する際は、改めてお知らせします。

記

1 知多北部広域連合における取扱い

国の見解と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、ユニットリーダー研修の講義・演習を受講済みであって実地研修は未修了の者について、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、人員基準上、暫定的にユニットリーダー研修修了者として取り扱います。

2 本取扱いによる届出

本取扱いを適用する者をユニットリーダーとして配置する場合には、通常の有資格者の変更に関する届出に必要な書類に加え、以下の文書を提出してください。

様式については、任意のもので構いません。

- (1) 実地研修が可能となった際は速やかに受講することを示した誓約書（任意様式）

(2) 実地研修が未修了となった経緯書（任意様式）

※ 一つの書類に、(1)・(2)の内容にまとめても構いません。

3 参考資料

- ・ 介護保険最新情報 Vol.884 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第16報）」

問合せ先

知多北部広域連合 事業課 給付係

T E L 052-689-2263

E-mail kyuufu@chitahokubu.or.jp

知広事第2136号

令和2年（2020年）12月28日

地域密着型介護サービス事業所 管理者 様

知多北部広域連合長 鈴木 淳 雄

（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症の影響に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）

日ごろは、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

令和2年（2020年）12月25日付介護保険最新情報V o 1 . 9 0 6において、介護保険施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関（受け入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた場合は、人員基準等の柔軟な取扱いが可能という見解が示されました。

つきましては、当面の間、国の見解に加え、下記のとおり取扱いとしますので、適切な対応をお願いします。

記

1 知多北部広域連合における取扱い

国の見解と同様に、自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関（受け入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた結果、入所（居）者数が人員基準等を超過する場合であっても、事前に届出を行った場合は人員基準違反には当たらないものとする。

2 本取扱いによる届出

本取扱いを適用する場合には、申出書を提出してください。

様式については、任意のもので構いませんが、以下の項目を記載してください。

- (1) 事業所名
- (2) サービス種類
- (3) 人員基準等を超過する期間

(4) (3)の期間の入所（居）者数及び基準上の人数

3 参考資料

- ・ 介護保険最新情報V o 1.9 0 6 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第17報）」

問合せ先

知多北部広域連合 事業課 給付係

T E L 052-689-2263

E-mail kyuufu@chitahokubu.or.jp